

証券コード 6897

平成28年5月2日

株 主 各 位

新潟県燕市吉田西太田字潟向2084番地2

## ツインバード工業株式会社

代表取締役社長 野 水 重 明

### 第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年5月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年5月27日（金曜日）午前10時  
（受付開始は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 新潟県燕市吉田西太田字潟向2084番地2  
当社本社 大ホール（3階）  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第54期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役  
会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第54期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）  
計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給ならびに退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
- 第9号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.twinbird.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成する際に監査した連結計算書類及び計算書類は招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに記載しております「連結株主資本等変動計算書」及び「株主資本等変動計算書」ならびに「連結注記表」及び「個別注記表」となります。

◎ご出席いただいた株主様には、お土産をご用意しております。

◎4月より、本社ショールームを「体験型ショールーム」に一新いたしました。本総会ご出席の機会に是非ご覧いただきますよう、ご案内いたします。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.twinbird.jp/>）に掲載しております。

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善が見られ、また政府の経済政策や日銀の金融緩和政策などが景気を下支えし、前年に引き続き緩やかな景気回復基調で推移しました。その一方で、中国経済の減速や原油をはじめとする資源価格の大幅な下落により景気が下押しされるリスクがあるなど、先行きの不透明感が払拭しきれない状況が続いております。

家電量販チャネルの市況は、雇用の改善や個人所得の緩やかな改善など明るい兆しも見られるものの、個人消費は依然横ばいとなっており、引き続き厳しい環境の中にありました。

このような経済環境の中、当社グループにおきましては、B to Bビジネスを展開する法人チャネルにおける大型OEM製品の受注に加え、住宅設備用の浴室TV等が好調に推移いたしました。一方、海外向け販売につきましては、韓国向けクリーナーの売上減少等により目標を下回りました。その結果、当社グループの当連結会計期間における売上高は13,611百万円となり、前期比253百万円の増収（増減率+1.9%）となりました。

営業利益は589百万円となり、前期比373百万円の増益（増減率+172.8%）となりました。当連結会計期間におきましては円安傾向が継続していたため、海外での製造及び輸入には強い逆風の環境となりました。しかしながら為替予約によるヘッジ効果に加え、営業ポートフォリオの見直し、新商品投入による販売価格の改定、国内製造比率の拡大、製造原価低減等により営業利益を大きく改善することができました。

経常利益は410百万円となり前期比112百万円の減益（増減率△21.5%）となりました。前連結会計期間においてUSドル資産に対する為替差益が416百万円発生したのに対し、当連結会計期間においては為替差損が99百万円発生しております。

営業品目別売上状況は次のとおりであります。

(単位：千円)

| 品 目 別 |               | 売 上 高     | 構 成 比 ( % ) |
|-------|---------------|-----------|-------------|
| 製 品   | 照 明 器 具       | 783,695   | 5.76        |
|       | 調 理 家 電       | 3,610,916 | 26.53       |
|       | ク リ ー ナ ー     | 2,911,860 | 21.39       |
|       | 生 活 家 電       | 2,862,499 | 21.03       |
|       | 冷 蔵 庫         | 945,219   | 6.94        |
|       | A V 機 器       | 1,422,079 | 10.45       |
|       | 健 康 理 美 容 機 器 | 323,516   | 2.38        |
|       | そ の 他         | 751,362   | 5.52        |
| 合 計   | 13,611,150    | 100.00    |             |

(資産、負債及び純資産の状況)

当連結会計年度末における総資産は12,907百万円となり、前連結会計年度末より884百万円減少いたしました。現金及び預金が1,161百万円増加しておりますが、為替予約の消化や年明けに円高が進行したことに伴い、流動資産の為替予約が942百万円、固定資産の為替予約が873百万円、それぞれ減少しております。

負債は6,180百万円となり、前連結会計年度末より175百万円増加いたしました。流動性預金の確保のため、長期借入金が600百万円増加しております。

純資産は6,726百万円となり、前連結会計年度末より1,060百万円減少いたしました。繰延ヘッジ損益が為替予約の消化や年明けに円高が進行したことに伴い、1,193百万円減少しております。

(キャッシュ・フローの状況)

営業活動によるキャッシュ・フローは1,203百万円の収入となり、前期比1,378百万円の収入増加となりました。主な内訳は税金等調整前当期純利益479百万円、減価償却費450百万円、その他資産の増減額531百万円であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは352百万円の支出となり、前期比1,392百万円の支出減少となりました。新商品生産用の金型に対する設備投資を中心に有形固定資産の取得として452百万円支出しております。

財務活動によるキャッシュ・フローは320百万円の収入となり、前期比1,357百万円の支出減少となりました。これらの結果、現金及び現金同等物の期末残高は1,794百万円となり、前連結会計年度末から1,161百万円の収入増加となりました。

#### (利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当)

当社は、企業価値の向上により株主価値を高めることを経営の重要課題として認識しており、業績を向上させ財務体質の強化を図ることにより安定した配当をおこなうことを基本方針としております。

当期における期末配当につきましては、収益性の向上により安定した一定の利益が今後も確保できるものと判断し、当初計画いたしました1株当たり4円を7円に増配したいと存じます。これにより年間配当は1株当たり10円となります。

次期におきましては中間配当を5円、期末配当を10円とし、5円増配の年間15円の配当を計画しております。

資本政策については、業績に応じた株主利益還元策を実施することを基本方針とし、業績の動向、財務状況、今後の事業展開等を総合的かつ長期的に勘案して、中期経営計画期間（平成28年2月期～平成30年2月期）におきましては、普通株式配当につき連結配当性向25%以上を目標としております。

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の状況につきましては、新商品開発に伴う金型投資等に589百万円の投資をおこないました。

#### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

#### (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分           | 第51期<br>(平成24年度) | 第52期<br>(平成25年度) | 第53期<br>(平成26年度) | 第54期(当連結会計年度)<br>(平成27年度) |
|---------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------|
| 売 上 高(千円)     | 12,396,562       | 11,144,044       | 13,357,536       | 13,611,150                |
| 経 常 利 益(千円)   | 324,088          | 327,959          | 523,350          | 410,730                   |
| 当 期 純 利 益(千円) | 150,869          | 226,816          | 338,778          | 330,906                   |
| 1株当たり当期純利益(円) | 17.29            | 25.99            | 38.83            | 37.93                     |
| 総 資 産(千円)     | 9,475,754        | 9,605,834        | 13,792,295       | 12,907,386                |
| 純 資 産(千円)     | 6,262,731        | 6,525,262        | 7,786,867        | 6,726,710                 |
| 1株当たり純資産(円)   | 717.72           | 747.85           | 892.63           | 771.22                    |

(注) 当社は、第52期より決算期を3月25日から2月末日に変更いたしました。これにより決算期変更の経過期間となる第52期は、平成25年3月26日から平成26年2月28日までの11ヶ月3日となっております。

② 当社の直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分           | 第51期<br>(平成24年度) | 第52期<br>(平成25年度) | 第53期<br>(平成26年度) | 第54期(当事業年度)<br>(平成27年度) |
|---------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------|
| 売 上 高(千円)     | 12,302,405       | 10,921,465       | 13,197,886       | 13,512,879              |
| 経 常 利 益(千円)   | 378,387          | 354,225          | 486,925          | 451,839                 |
| 当 期 純 利 益(千円) | 205,168          | 253,083          | 302,353          | 300,891                 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 23.51            | 29.00            | 34.66            | 34.49                   |
| 総 資 産(千円)     | 9,517,022        | 9,648,395        | 13,748,051       | 12,848,711              |
| 純 資 産(千円)     | 6,331,028        | 6,583,847        | 7,821,667        | 6,781,376               |
| 1株当たり純資産(円)   | 725.55           | 754.57           | 896.62           | 777.49                  |

(注) 当社は、第52期より決算期を3月25日から2月末日に変更いたしました。これにより決算期変更の経過期間となる第52期は、平成25年3月26日から平成26年2月28日までの11ヶ月3日となっております。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名          | 資本金    | 出資比率 | 主要な事業内容             |
|--------------|--------|------|---------------------|
| 双鳥電器(深圳)有限公司 | 200百万円 | 100% | 中国国内における家庭用電気機器等の販売 |

## (10) 対処すべき課題

当社グループは経営理念として「感動と快適さを提供する商品の開発」によるお客様との「信頼関係を通じた豊かな関係づくり」を掲げ事業活動を進めております。この経営理念のもと、開発型企业として国内最大の消費地東京において「お客様のお声」を的確に把握し商品企画に反映させるとともに、商品の開発技術、製造技術の向上に努めて参ります。

### ① 企業ブランドの構築

当社は東京都中央区日本橋に自社ビルを取得し、平成27年3月より「ツインバード日本橋ゲートオフィス」として開設いたしました。また、平成28年4月には本社ショールームを大幅にリニューアルいたしました。これにより体験型戦略的ショールームの活用や当社商品展示の充実を図り、お客様に当社の商品に触れて体感してもらい、より多くのお客様に当社商品の情報を発信することができるようになりました。また公式Facebookや昨年6月に大幅リニューアルした当社ホームページを活用することにより、お客様との直接の双方向コミュニケーションを深め、「一緒に、つくる。お客様と。」のブランドプロミスのもと、お客様と一体となったモノづくりで、「お客様のお声を大切にする」価値共創企業ブランドを構築いたします。

### ② 販売チャネル構造の変革

当社が属する家電市場やギフト市場の急速な変化やニーズの多様化に対しては、常にその動向に注視し迅速な対応に努めております。また海外向け販売につきましては、連結子会社双鳥電器(深圳)有限公司による中国販売や、韓国・香港・台湾といった販売代理店取引の深耕に加え、東京都中央区日本橋という立地を生かして主に東南アジアをターゲットとした新規販路開拓を積極的に展開し、海外売上比率20%以上を目指して参ります。また、OEM・オリジナル商品などの対応のため、人員補強をして法人向け営業の強化を実施しております。さらにFPS C事業につきましても、引き続きワクチン及び医療品輸送分野や産業用極低温冷凍機の販売強化を図って参ります。

③ 国内外の製品製造・品質管理体制の強化

変動する為替相場に対応するため、為替予約によるヘッジ効果や海外売上比率を高めるとともに、本社のある新潟県燕三条地域を中心とした国内製造体制を拡大し、国内製造比率を現在の20%から30%を目標に進めて参ります。また製造原価の低減活動を継続的に推進することに加え、コストマネジメントの強化を実施して収益性の向上を図ります。さらに当社が保有する国内外の技術・製造ネットワークを活用しながら品質管理体制を強化し、より品質の高い商品を市場に提供して参ります。

④ 風土改革の実践、内部統制機能の強化

人事制度の刷新や組織改革により、組織管理体制の強化、職場内のコミュニケーション強化をおこない、自主的で活気ある組織風土の醸成を図って参ります。社員教育制度の充実、機動的な人事ローテーションも積極的に推進して参ります。また、内部統制体制整備のため、各部門が自ら管理・統制できる自律的組織を目指すとともに、全社的立場から状況を監査し指導・教育していく内部監査部の機能を強化いたします。

(11) 主要な事業内容（平成28年2月29日現在）

当社は家電製品の製造・販売を主力に、新冷却技術FPSC（フリーピストン・スターリング・クーラー）とその応用製品の製造・販売をおこなっております。

(12) 主要な営業所及び工場（平成28年2月29日現在）

|                                                          |                                                        |
|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| ツインバード工業株式会社<br>本社・工場<br>東京支社<br>大阪支店<br>名古屋営業所<br>福岡営業所 | 新潟県燕市<br>東京都中央区<br>大阪府大阪市中央区<br>愛知県名古屋市中区<br>福岡県福岡市博多区 |
| 双鳥電器（深圳）有限公司                                             | 中華人民共和国 広東省深圳市宝安区                                      |

(注) 東京支社は、平成27年3月1日をもって、東京都台東区から東京都中央区に移転しております。



(13) 使用人の状況（平成28年2月29日現在）

① 企業集団の使用人の状況 291(36)名（前期比 1名増(13名増)）

（注）使用人数は就業員数（社外への出向者を除き、受入出向を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数     | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|------------|-------|--------|
| 278(36)名 | 増減0名(14名増) | 44.3歳 | 20.0年  |

（注）使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への受入出向を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況（平成28年2月29日現在）

| 借入先           | 借入額         |
|---------------|-------------|
| 株式会社第四銀行      | 1,671,228千円 |
| 株式会社三井住友銀行    | 563,718     |
| 株式会社商工組合中央金庫  | 547,280     |
| 株式会社秋田銀行      | 391,915     |
| 株式会社日本政策投資銀行  | 386,970     |
| 株式会社みずほ銀行     | 100,000     |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 100,000     |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 95,002      |
| 日本生命保険相互会社    | 27,590      |

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 34,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 9,030,000株(自己株式307,859株を含む。)  
(3) 株主数 1,251名  
(4) 大株主（上位10名）

| 株主名          | 持株数     | 持株比率   |
|--------------|---------|--------|
| 株式会社双栄       | 1,190千株 | 13.64% |
| 深江今朝夫        | 554     | 6.35   |
| ツインバード従業員持株会 | 549     | 6.29   |
| 株式会社第四銀行     | 436     | 5.00   |
| E H株式会社      | 386     | 4.43   |
| 野水敏勝         | 372     | 4.27   |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 276     | 3.16   |
| 野水重勝         | 270     | 3.10   |
| 野水重明         | 266     | 3.05   |
| 野水秀勝         | 252     | 2.89   |

- (注) 1. 当社は自己株式を307,859株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成28年2月29日現在)

| 当社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                         |
|----------|------|--------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 野水重明 | 双鳥電器(深圳)有限公司 董事<br>株式会社双栄 代表取締役      |
| 取締役副社長   | 伊藤健一 | 双鳥電器(深圳)有限公司 董事長                     |
| 常務取締役    | 佐藤勉  | 開発生産本部本部長                            |
| 常務取締役    | 広田光雄 | 双鳥電器(深圳)有限公司 董事 兼 総経理 兼<br>開発生産管理部部長 |
| 常勤監査役    | 松原貞良 | 双鳥電器(深圳)有限公司 監事                      |
| 監査役      | 島田正純 | 島田印刷紙工株式会社 代表取締役                     |
| 監査役      | 近野茂  | 近野茂公認会計士事務所 所長                       |

- (注) 1. 監査役島田正純氏及び監査役近野茂氏は、社外監査役であります。  
なお、監査役近野茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役近野茂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ・平成27年5月22日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって、松原貞良氏は任期満了により専務取締役を退任し、常勤監査役に就任いたしました。
  - ・平成27年5月22日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって、文園剛之氏は任期満了により常務取締役を退任し、上席執行役員に就任いたしました。
  - ・平成27年5月22日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役松原紘氏は辞任いたしました。

4. 当社は執行役員制度を導入しております。平成28年2月29日現在の執行役員は以下のとおりであります。

| 当社における地位    | 氏 名     | 担 当 業 務                                 |
|-------------|---------|-----------------------------------------|
| 上 席 執 行 役 員 | 文 園 剛 之 | 営業企画本部本部長 兼 商品企画部部长                     |
| 執 行 役 員     | 渡 邊 英 一 | 開發生産本部副本部長 兼 商品開発部部长                    |
| 執 行 役 員     | 大 坪 收   | 業務管理本部本部長 兼 総合企画管理本部副本部長 兼 管理部部长        |
| 執 行 役 員     | 遠 藤 恵 子 | 業務管理本部副本部長 兼 業務管理部部长                    |
| 執 行 役 員     | 瀬 川 晋   | 営業本部本部長                                 |
| 執 行 役 員     | 小 林 和 則 | 総合企画管理本部本部長 兼 経営企画部部长 兼 内部監査部部长         |
| 執 行 役 員     | 笠 原 裕 二 | 営業企画本部副本部長 兼 営業企画管理部部长                  |
| 執 行 役 員     | 浜 野 整   | 開発企画本部本部長 兼 品質改革部部长 兼 双鳥電器(深圳)有限公司 副總經理 |
| 執 行 役 員     | 竹 富 研 一 | 双鳥電器(深圳)有限公司 董事 兼 副總經理 兼 販売企画管理部部长      |
| 執 行 役 員     | 宮 井 剛   | 営業本部副本部長 兼 開發生産本部副本部長 兼 S C 営業部部长       |
| 執 行 役 員     | 山 本 成 一 | 海外営業部部长                                 |

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員  | 支 給 額             |
|--------------------|----------|-------------------|
| 取 締 役              | 6名       | 111,990千円         |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(2) | 15,228<br>(3,978) |
| 合 計                | 10       | 127,218           |

- (注) 1. 上記には、平成27年5月22日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬は、平成21年6月19日開催の第47期定時株主総会において年額168百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬は、平成23年6月22日開催の第49期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

- ② 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
平成27年5月22日開催の第53期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任の取締役及び監査役に対し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。
- ・退任取締役2名に対し 20,140千円
  - ・退任監査役1名に対し 3,000千円

### (3) 社外監査役に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外監査役島田正純氏は、島田印刷紙工株式会社の代表取締役であります。なお、当社は島田印刷紙工株式会社との間に材料仕入等の取引関係があります。
  - ・社外監査役近野茂氏は、近野茂公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

|          | 活 動 状 況                                                                                                                                           |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 島田正純 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験から、取締役会において議案審議等に必要な発言をおこなっており、また監査役会において、内部統制の整備運用について適宜必要な発言をおこなっております。       |
| 監査役 近野茂  | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言をおこなっております。また監査役会において、適宜必要な発言をおこなっております。 |

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役島田正純氏ならびに監査役近野茂氏とも法令が定める額としております。

⑤ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選定について検討してはりましたが、前回の改選時期には適切な社外取締役候補者の選定に至らず、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

当社は、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、会社法改正に伴い、新たな機関設計として認められた「監査等委員会設置会社」に移行し、監査等委員である社外取締役を複数名選任する関連議案を平成28年5月27日開催予定の第54期定時株主総会に上程いたします。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 優成監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 13,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役会は、コンプライアンスの推進を統括し、会社法その他の法令に則った会社運営をおこなう旨の基本方針を決定します。
  - ② コンプライアンス委員会は、関連する規定、マニュアル等を明文化し、取締役・従業員への徹底を図ります。
  - ③ コンプライアンスの維持については、各役員が自己の分掌範囲について責任を持っておこない、各部門長は、担当業務に適用される法令とその改正状況を把握するとともに、関連部門へ周知をすることにより、法令遵守の徹底を図ります。
  - ④ 監査役は、内部監査部と連携して独立の立場から当社全体のコンプライアンスの状況について監査します。
  - ⑤ コンプライアンス委員会を、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供する窓口として置き、運用していきます。
  
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制ならびに職務の執行の効率性が確保される体制
  - ① 取締役会を原則として毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役相互の業務執行状況の確認をおこないます。また、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、必要に応じて常務会を開催し、業務執行に関する意思決定を機動的におこないます。業務執行機能を強化するため執行役員制度を採用するほか、役員、部門長等で構成される経営会議を毎月開催し、経営課題の協議・決定・報告をおこなっております。いずれもテーマに応じて関連する従業員を出席させ、より具体的な検討をおこないます。
  - ② 取締役会その他重要な会議の議事録や稟議書類、財務に関する重要な情報等の保存対象書類、保存期間、検索のための分類方法及び保存場所等を定める文書管理規程を作成し、取締役、監査役がこの規程に基づき、必要な文書等を容易に閲覧できるようにします。
  - ③ 業務分掌規程及び職務権限明細表に則り、取締役の職務の執行の効率性を確保します。



- ④ 業務の簡素化、ITの適切な利用を通じ、業務の効率化を推進します。
- (3) 会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制
- ① 品質、災害、環境、情報セキュリティ等経営に重大な影響を及ぼす不測事態による損失を防止するために、ISO（品質、環境）の推進活動を中心に、リスク管理に関する規程や不測事態対応マニュアルを整備するとともに、それらについて従業員に対し、教育研修を実施し、予防体制を確立します。
  - ② 取締役または従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合、もしくは発生した場合は、内部監査部及び関連部署へ報告することとし、内部監査部は常勤監査役に報告します。
  - ③ 重要な勘定科目や取引に関連する業務フローを見直し、問題点（リスク）を洗い出し、内部牽制システムを構築する等、コントロールの対策をとります。
- (4) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、業務の状況について毎月報告を受ける等を内容とする関係会社管理規程を定め、グループ全体での適切な情報の共有と意思疎通を図り、経営の適正性を確保します。
  - ② 当社は、月1回、当社及び当社子会社の役員、部門長等が出席する経営会議を開催し、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し当該経営会議における報告を義務付けています。
  - ③ 当社は、経営会議を通じ当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しています。
  - ④ 当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させます。
  - ⑤ 当社は、コンプライアンスに関連する規程、マニュアル等を明文化し、当社グループのすべての役職員に周知徹底します。
- (5) 監査役職務を補助すべき使用人
- 監査役は、内部監査部の担当者に監査業務に必要な事項を命ずることができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとします。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- ① 監査役は、本社その他の拠点ならびに関係会社に対し、計画的に実地監査に赴き、現状の把握、問題点の指摘等を実施しており、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めます。
- ② 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告をおこなうものとします。
- ③ 当社は、当社グループの監査役へ報告をおこなった当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをおこなうことを禁止しその旨を当社グループの役職員に周知徹底します。
- ④ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けています。
- ⑤ 監査役は、取締役会の他、常務会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定過程及び取締役の職務の執行状況を監査します。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、組織として毅然とした対応を取ることを行動規範に定め、会社の重点施策として位置付けております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

対応統括部署を定め、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに報告・相談する体制を整備しております。また警察等が主催する連絡会に加入するなど平素より外部の専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰ぎ、最新情報を共有することにより被害の未然防止に向けた活動を推進しております。

#### 《業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要》

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みをおこなっております。

- ① 当社は、「コンプライアンス規程」を制定し、周知してきましたが、業務を遂行するうえで特に重要と思われる問題に関して注意を要する事項をまとめた「コンプライアンスマニュアル」を新たに制定しました。またコンプライアンスに対する意識の向上を図るため、全社員を対象に定期的にコンプライアンス研修を実施しております。
- ② 取締役会の議事録、稟議書、会計書類その他の業務執行に関する文書について、文書管理規程その他関連する規程に基づき、その種類毎に適切な保存期間を設定のうえ、適切に管理・保管しています。これらの文書については、全ての取締役・監査役が必要に応じて閲覧できるようにしています。
- ③ 毎月開催される経営会議において、各部門におけるリスクを報告し、全社で情報を共有し、対応しております。必要に応じ関連する役員及び従業員による検討会を実施しております。
- ④ 監査役の監査が実効的におこなわれるために、監査役は内部監査部と連携し、監査を実施しております。必要に応じ他の従業員に調査を依頼し、その報告を受けております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年 2月29日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部              |                      | 負 債 の 部                |                      |
|----------------------|----------------------|------------------------|----------------------|
| 科 目                  | 金 額                  | 科 目                    | 金 額                  |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>(8, 237, 536)</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>(3, 244, 843)</b> |
| 現金及び預金               | 2, 170, 347          | 支払手形及び買掛金              | 274, 404             |
| 受取手形及び売掛金            | 2, 504, 618          | 短期借入金                  | 1, 200, 000          |
| 商品及び製品               | 2, 127, 736          | 一年内償還予定の社債             | 70, 000              |
| 仕掛品                  | 236, 617             | 一年内返済予定の長期借入金          | 628, 887             |
| 原材料及び貯蔵品             | 334, 498             | リース債務                  | 244, 274             |
| 為替予約                 | 495, 556             | 未払法人税等                 | 137, 996             |
| その他                  | 378, 090             | 未払消費税等                 | 96, 961              |
| 貸倒引当金                | △9, 929              | 賞与引当金                  | 67, 858              |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>(4, 669, 849)</b> | リコール損失引当金              | 5, 056               |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>(4, 102, 970)</b> | 製品補修対策引当金              | 24, 703              |
| 建物及び構築物              | 1, 291, 421          | 繰延税金負債                 | 113, 506             |
| 機械及び装置               | 40, 808              | その他                    | 381, 194             |
| 車輛運搬具                | 2, 819               | <b>固 定 負 債</b>         | <b>(2, 935, 832)</b> |
| 金型                   | 87, 533              | 社債                     | 30, 000              |
| 工具、器具及び備品            | 119, 879             | 長期借入金                  | 2, 054, 816          |
| 土地                   | 2, 056, 499          | リース債務                  | 320, 622             |
| リース資産                | 481, 309             | 退職給付に係る負債              | 178, 999             |
| 建設仮勘定                | 22, 699              | 役員退職慰労引当金              | 48, 260              |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>(120, 746)</b>    | 資産除去債務                 | 20, 100              |
| リース資産                | 86, 676              | 為替予約                   | 283, 034             |
| その他                  | 34, 069              | <b>負 債 合 計</b>         | <b>6, 180, 676</b>   |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>(446, 132)</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>       |                      |
| 投資有価証券               | 199, 332             | <b>株 主 資 本</b>         | <b>(6, 569, 942)</b> |
| 繰延税金資産               | 178, 656             | 資本金                    | 1, 742, 400          |
| その他                  | 69, 165              | 資本剰余金                  | 1, 748, 600          |
| 貸倒引当金                | △1, 021              | 利益剰余金                  | 3, 118, 279          |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>12, 907, 386</b>  | 自己株式                   | △39, 337             |
|                      |                      | その他の包括利益累計額            | (156, 768)           |
|                      |                      | その他有価証券評価差額金           | 2, 415               |
|                      |                      | 繰延ヘッジ損益                | 168, 968             |
|                      |                      | 為替換算調整勘定               | 51, 536              |
|                      |                      | 退職給付に係る調整累計額           | △66, 152             |
|                      |                      | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>6, 726, 710</b>   |
|                      |                      | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>12, 907, 386</b>  |

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成27年 3月 1日から)  
(平成28年 2月 29日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金 額        |
|-----------------------------|------------|
| 売 上 高                       | 13,611,150 |
| 売 上 原 価                     | 9,739,834  |
| 売 上 総 利 益                   | 3,871,316  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         | 3,281,438  |
| 営 業 利 益                     | 589,877    |
| 営 業 外 収 益                   | 44,289     |
| 受 取 利 息                     | 437        |
| 受 取 配 当 金                   | 8,000      |
| 保 険 解 約 返 戻 金               | 26,817     |
| そ の 他                       | 9,034      |
| 営 業 外 費 用                   | 223,436    |
| 支 払 利 息                     | 26,505     |
| 売 上 割 引                     | 91,171     |
| 為 替 差 損                     | 99,131     |
| そ の 他                       | 6,628      |
| 経 常 利 益                     | 410,730    |
| 特 別 利 益                     | 91,226     |
| 固 定 資 産 売 却 益               | 2,235      |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益           | 88,990     |
| 特 別 損 失                     | 22,422     |
| 固 定 資 産 処 分 損               | 12,721     |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損           | 4,995      |
| ゴ ル フ 会 員 権 売 却 損           | 4,705      |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       | 479,534    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 177,453    |
| 過 年 度 法 人 税 等               | 18,597     |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △47,423    |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 | 330,906    |
| 当 期 純 利 益                   | 330,906    |

# 貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |             | 負 債 の 部         |             |
|-----------------|-------------|-----------------|-------------|
| 科 目             | 金 額         | 科 目             | 金 額         |
| <b>流動資産</b>     | (8,091,447) | <b>流動負債</b>     | (3,226,631) |
| 現金及び預金          | 2,109,362   | 買掛金             | 247,209     |
| 受取手形            | 550,648     | 短期借入金           | 1,200,000   |
| 売掛金             | 1,924,268   | 一年内償還予定の社債      | 70,000      |
| 商品及び製品          | 2,072,494   | 一年内返済予定の長期借入金   | 628,887     |
| 仕掛品             | 236,617     | リース債務           | 244,274     |
| 原材料及び貯蔵品        | 334,498     | 未払金             | 283,536     |
| 前払費用            | 24,961      | 未払費用            | 37,795      |
| 未収入金            | 324,165     | 未払法人税等          | 137,996     |
| 為替予約            | 495,556     | 未払消費税等          | 96,961      |
| その他             | 20,910      | 繰延税金負債          | 113,506     |
| 貸倒引当金           | △2,036      | 前受金             | 36,856      |
| <b>固定資産</b>     | (4,757,264) | 預り金             | 30,612      |
| <b>有形固定資産</b>   | (4,102,699) | 賞与引当金           | 67,858      |
| 建物              | 1,260,790   | リコール損失引当金       | 5,056       |
| 構築物             | 30,630      | 製品補修対策引当金       | 24,703      |
| 機械及び装置          | 40,808      | その他             | 1,377       |
| 車輛運搬具           | 2,819       | <b>固定負債</b>     | (2,840,704) |
| 金型              | 87,533      | 社債              | 30,000      |
| 工具、器具及び備品       | 119,607     | 長期借入金           | 2,054,816   |
| 土地              | 2,056,499   | リース債務           | 320,622     |
| リース資産           | 481,309     | 退職給付引当金         | 83,870      |
| 建設仮勘定           | 22,699      | 役員退職慰労引当金       | 48,260      |
| <b>無形固定資産</b>   | (119,502)   | 資産除去債務          | 20,100      |
| 借地権             | 4,650       | 為替予約            | 283,034     |
| ソフトウェア          | 19,181      | <b>負債合計</b>     | 6,067,335   |
| リース資産           | 86,676      | <b>純資産の部</b>    |             |
| その他             | 8,993       | 株主資本            | (6,609,992) |
| <b>投資その他の資産</b> | (535,063)   | 資本金             | (1,742,400) |
| 投資有価証券          | 196,237     | 資本剰余金           | (1,748,600) |
| 関係会社株式          | 124,158     | 資本準備金           | 1,748,600   |
| 繰延税金資産          | 149,679     | 利益剰余金           | (3,158,330) |
| その他             | 65,080      | その他利益剰余金        | 3,158,330   |
| 貸倒引当金           | △93         | 繰越利益剰余金         | 3,158,330   |
| <b>資産合計</b>     | 12,848,711  | <b>自己株式</b>     | (△39,337)   |
|                 |             | 評価・換算差額等        | (171,384)   |
|                 |             | その他有価証券評価差額金    | 2,415       |
|                 |             | 繰延ヘッジ損益         | 168,968     |
|                 |             | <b>純資産合計</b>    | 6,781,376   |
|                 |             | <b>負債・純資産合計</b> | 12,848,711  |

# 損 益 計 算 書

(平成27年3月1日から)  
(平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額        |
|-------------------------|------------|
| 売 上 高                   | 13,512,879 |
| 売 上 原 価                 | 9,708,365  |
| 売 上 総 利 益               | 3,804,513  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 3,172,697  |
| 営 業 利 益                 | 631,816    |
| 営 業 外 収 益               | 43,340     |
| 受 取 利 息                 | 291        |
| 受 取 配 当 金               | 8,000      |
| 保 険 解 約 返 戻 金           | 26,817     |
| そ の 他                   | 8,230      |
| 営 業 外 費 用               | 223,317    |
| 支 払 利 息                 | 26,505     |
| 売 上 割 引                 | 91,171     |
| 為 替 差 損                 | 99,012     |
| そ の 他                   | 6,628      |
| 経 常 利 益                 | 451,839    |
| 特 別 利 益                 | 91,226     |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 2,235      |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 88,990     |
| 特 別 損 失                 | 93,547     |
| 固 定 資 産 処 分 損           | 12,705     |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 75,841     |
| ゴ ル フ 会 員 権 売 却 損       | 4,705      |
| そ の 他                   | 294        |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 449,518    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 177,453    |
| 過 年 度 法 人 税 等           | 18,597     |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △47,423    |
| 当 期 純 利 益               | 300,891    |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年4月21日

ツインバード工業株式会社  
取締役会 御中

### 優成監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 加藤 善孝 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 健文 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ツインバード工業株式会社の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ツインバード工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年4月21日

ツインバード工業株式会社  
取締役会 御中

### 優成監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 加藤 善孝 ㊞  
指定社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 健文 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ツインバード工業株式会社の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月26日

ツインバード工業株式会社 監査役会

常勤監査役 松原 貞良 ⑩

社外監査役 島田 正純 ⑩

社外監査役 近野 茂 ⑩

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値の向上により株主価値を高めることを経営の重要課題として認識しており、業績を向上させ財務体質の強化を図ることにより安定した配当をおこなうことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の方針及び当期の業績、経営環境などを考慮し、剰余金の処分につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき7円 総額 61,054,987円

これにより年間配当金は、中間配当金（1株につき3円）を含め、1株につき合計10円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年5月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更をおこなうものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的におこなうことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第27条第2項を新設するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更をおこなうものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 (条文省略)</p>                                                                               | <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p><u>(機 関)</u></p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほ<br/>か、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>                                                                            |
| <p>第2章 株 式</p> <p>第5条～第10条 (条文省略)</p>                                                                                                                           | <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (条文省略)</p>                                                                                                                         | <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(員__数)</p> <p>第17条 当社は、12名以内の<u>取締役を置く。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> | <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締<br/>役を除く。)は、12名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、<br/>4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役と<br/>それ以外の取締役とを区別して、株主総<br/>会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任_期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(取締役会)</u></p> <p>第20条 <u>当社は、取締役全員をもって組織する取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>4 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(新 設)</p> | <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第23条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 <u>当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(顧問および相談役)<br/>第27条 (条文省略)</p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u><br/><u>(員 数)</u><br/>第28条 当社は、4名以内の監査役を置く。<br/><u>(選任方法)</u><br/>第29条 監査役は、株主総会において選任する。<br/>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。<br/><u>(任 期)</u><br/>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<br/><u>(監査役会)</u><br/>第31条 当社は、監査役全員をもって組織する監査役会を置く。<br/><u>(監査役会の招集通知)</u><br/>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。<br/>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> | <p>(顧問および相談役)<br/>第28条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                | 変 更 案                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>                                                                                              |                                                                                              |
| <p><u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                            | (削 除)                                                                                        |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p>                                                                                                 |                                                                                              |
| <p><u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                       | (削 除)                                                                                        |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p>                                                                                                 |                                                                                              |
| <p><u>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                          | (削 除)                                                                                        |
| <p><u>(報酬等)</u></p>                                                                                                    |                                                                                              |
| <p><u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                            | (削 除)                                                                                        |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u></p>                                                                                               |                                                                                              |
| <p><u>第37条 当社は、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> | (削 除)                                                                                        |
| <p><u>2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>            |                                                                                              |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                           | <p>第5章 監査等委員会</p>                                                                            |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                           | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>                                                                  |
|                                                                                                                        | <p><u>第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人<br/><u>(会計監査人)</u></p> <p><u>第38条 当社は、会計監査人を置く。</u><br/>(選任方法)</p> <p>第39条 (条文省略)<br/>(任_期)</p> <p>第40条 (条文省略)<br/>(会計監査人の責任限定契約)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第42条～第45条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手續を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u><br/><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u><br/><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人<br/>(削 除)<br/>(会計監査人の選任方法)</p> <p>第32条 (現行どおり)<br/>(会計監査人の任期)</p> <p>第33条 (現行どおり)<br/>(会計監査人の責任限定契約)</p> <p>第34条 (現行どおり)<br/><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第35条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第36条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附 則<br/><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u><br/><u>当社は、第54期定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意であつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（4名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                    | 野水重明<br>(昭40年10月13日生) | 平成元年3月 当社入社<br>平成16年3月 当社海外営業部部长<br>平成17年3月 当社営業本部副本部长<br>平成19年6月 当社取締役営業本部副本部长<br>平成22年6月 当社専務取締役経営企画室室長兼<br>輸出管理室室長兼情報管理部部長<br>平成23年6月 当社代表取締役社長<br>平成26年4月 当社代表取締役社長兼双鳥電器(深圳)有限公司 董事<br>(現在に至る)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社双栄 代表取締役<br>双鳥電器(深圳)有限公司 董事 | 266,000株       |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>野水重明氏は、当社の海外営業・国内営業の管理職に就き、平成23年6月に当社代表取締役社長に就任して以来は社業を牽引し、これまでに培った経営全般に関する知識と経験により、全役職員に対してリーダーシップを発揮しております。今後も当社の経営における重要な意思決定と業務執行の監督に重要な役割を果たすことに適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p> |                       |                                                                                                                                                                                                                                                         |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                        | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                            | いとう けんいち<br>伊藤 健一<br>(昭和23年11月29日生) | 平成17年6月 株式会社第四銀行 常勤監査役<br>平成20年6月 第四ディーシーカード株式会社<br>取締役社長<br>平成21年6月 株式会社富有社 取締役社長<br>平成24年6月 当社常勤監査役<br>平成25年6月 当社取締役副社長<br>平成25年12月 当社取締役副社長兼双鳥電器(深圳)有限公司 董事長<br>(現在に至る)<br>(重要な兼職の状況)<br>双鳥電器(深圳)有限公司 董事長                                                                                                                                             | 6,000株         |
| 【取締役候補者とした理由】<br>伊藤健一氏は、長年にわたり金融機関において培った経験と、企業経営者としての豊富な経験・知識を有しております。平成25年6月に取締役副社長に就任して以来、当社管理体制の強化等、会社経営全般に尽力しております。今後も当社の経営における重要な意思決定と業務執行の監督に重要な役割を果たすことに適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                |
| 3                                                                                                                                                                                            | さとう つとむ<br>佐藤 勉<br>(昭和33年10月31日生)   | 昭和54年3月 当社入社<br>平成6年3月 当社生産管理部部長<br>平成19年7月 当社開発・生産本部副本部長<br>平成20年6月 当社取締役開発・生産本部副本部長<br>平成23年6月 当社常務取締役開発・生産本部副本部長<br>平成24年3月 当社常務取締役生産本部部長<br>平成26年3月 当社常務取締役品質生産管理本部部長<br>平成26年8月 当社常務取締役開発企画本部部長兼開発生産本部副本部長<br>平成27年3月 当社常務取締役開発生産本部部長<br>平成28年3月 当社常務取締役開発生産本部部長兼開発企画本部部長兼株式会社ツインバードサービス 代表取締役社長<br>(現在に至る)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ツインバードサービス 代表取締役社長 | 26,000株        |
| 【取締役候補者とした理由】<br>佐藤勉氏は、当社において長年にわたり生産管理等、当社内の幅広い部門の管理職に就き、現場に精通した豊富な経験・知識と高い専門能力を有しております。加えて平成20年6月からは取締役として当社経営を担っております。今後も当社の経営における重要な意思決定と業務執行の監督を十分に担える人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。         |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                         | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p style="text-align: center;">ひろた みつお<br/>           広 田 光 雄<br/>           (昭和26年8月30日生)</p> | <p>平成2年3月 当社入社<br/>           平成19年9月 当社商品開発部部长<br/>           平成22年6月 当社取締役開発・生産本部副本部長<br/>           平成23年6月 当社常務取締役開発・生産本部副本<br/>           部長<br/>           平成24年3月 当社常務取締役開発本部副本部長<br/>           平成26年8月 当社常務取締役開発生産本部本<br/>           部長<br/>           平成27年3月 当社常務取締役兼双鳥電器(深圳)<br/>           有限公司 董事兼総経理兼開発生産<br/>           管理部部长<br/>           平成28年3月 当社常務取締役兼双鳥電器(深圳)<br/>           有限公司 董事兼総経理兼開発生産<br/>           管理部部长兼販売企画管理部部长<br/>           (現在に至る)<br/>           (重要な兼職の状況)<br/>           双鳥電器(深圳)有限公司 董事兼総経理兼開発生産<br/>           管理部部长</p> | 12,000株        |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>           広田光雄氏は、当社において商品開発等の管理職に就き、豊富な技術的知識と高いマ<br/>           ネジメント能力を有しております。加えて平成22年6月からは取締役として当社経営を<br/>           担うとともに現在、海外子会社の経営の任にあたっております。今後も当社の経営にお<br/>           ける重要な意思決定と業務執行の監督を十分に担える人物と判断し、引き続き取締役候<br/>           補者といたしました。</p> |                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                |

(注) 上記の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                                          | おおつば おさむ<br>大坪 収<br>(昭和29年5月17日生) | 昭和54年4月 株式会社第四銀行入行<br>平成22年2月 当社出向<br>平成22年4月 当社経理部部长<br>平成22年6月 当社業務管理本部副部长<br>平成22年9月 当社業務管理本部本部长<br>平成23年2月 当社入社<br>平成23年3月 当社業務管理本部本部长<br>平成23年6月 当社取締役業務管理本部本部长兼<br>双鳥電器(深圳)有限公司 董事<br>平成25年6月 当社執行役員双鳥電器(深圳)有限<br>公司 董事<br>平成26年7月 当社執行役員業務管理本部副本部<br>長<br>平成27年3月 当社執行役員業務管理本部本部长<br>平成27年9月 当社執行役員業務管理本部本部长<br>兼総合企画管理本部副部长兼管<br>理部部长<br>平成28年3月 当社上席執行役員業務管理本部本<br>部长兼業務部部长兼株式会社ツイ<br>ンバードサービス 専務取締役<br>(現在に至る)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ツインバードサービス 専務取締役 | 6,000株         |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>大坪収氏は、金融機関において培った経験と、当社において管理部門・海外子会社の管理職に就いた経験から、経営に関して豊富な経験と高い見識を有しております。これらを生かして客観的及び中立的な立場から意見を述べ、監査等委員である取締役としての職責を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者としていたしました。</p> |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2     | しまだ まさずみ<br>島田 正純<br>(昭和31年12月23日生)                                                                                                                   | 昭和57年3月 島田印刷紙工株式会社入社<br>平成元年4月 同社常務取締役<br>平成9年2月 同社代表取締役社長<br>平成16年6月 当社社外監査役<br>(現在に至る)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>島田印刷紙工株式会社 代表取締役                                                      | 2,000株         |
|       | <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b></p> <p>島田正純氏は、会社経営者としての豊富な経験と高い見識を有しておられます。これらを生かして客観的及び中立的な立場から意見を述べ、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。</p> |                                                                                                                                                                                     |                |
| 3     | このの しげる<br>近野 茂<br>(昭和20年2月19日生)                                                                                                                      | 昭和45年6月 株式会社第四銀行退職<br>昭和46年10月 監査法人太田哲三事務所本所入所<br>昭和50年3月 公認会計士登録<br>昭和51年6月 近野茂公認会計士事務所開業<br>平成16年4月 新潟県信用保証協会監事<br>平成25年6月 当社社外監査役<br>(現在に至る)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>近野茂公認会計士事務所 所長 | 2,000株         |
|       | <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b></p> <p>近野茂氏は、公認会計士としての豊富な経験と高い見識を有しておられます。これらを生かして客観的及び中立的な立場から意見を述べ、監査等委員としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。</p>        |                                                                                                                                                                                     |                |

- (注) 1. 島田正純氏は島田印刷紙工株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社と原材料の仕入れに係る取引があります。
2. その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 島田正純氏ならびに近野茂氏は、社外取締役候補者であります。
4. 島田正純氏ならびに近野茂氏は現在当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって島田正純氏は11年11ヶ月、近野茂氏は2年11ヶ月となります。
5. 責任限定契約について  
当社は、島田正純氏ならびに近野茂氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、第2号議案「定款一部変更の件」および両氏の選任が原案どおり承認された場合には、同内容の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、島田正純氏ならびに近野茂氏とも法令が定める額としております。
6. 当社は、近野茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外監査役）として同取引所に届け出ておりますが、同氏が原案どおり選任された場合、改めて独立役員（社外取締役）として届け出る予定です。また、島田正純氏が原案どおり選任された場合、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出る予定です。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                    | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                            | 所有する<br>当社株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------|
| こむら たかし<br>小村 隆<br>(昭和42年2月4日生)                                                                                                                                                 | 平成6年11月 司法試験合格<br>平成9年4月 弁護士登録<br>伴法律事務所入所<br>平成14年10月 小村法律事務所開設<br>(現在に至る) | —              |
| <b>【補欠の社外取締役候補者とした理由】</b><br>小村隆氏は、弁護士としての豊富な経験と特に企業法務に関する高い見識を有しておられます。過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、これらを生かして客観的及び中立的な立場から意見を述べ、監査等委員である取締役としての職責を適切に遂行できるものと判断し、補欠の社外取締役候補者といたしました。 |                                                                             |                |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小村隆氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ、小村隆氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
4. 当社は、小村隆氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外監査役）として届け出る予定です。



#### 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成21年6月19日開催の第47期定時株主総会において、年額168百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額168百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会にご一願いたく存じます。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものいたします。

現在の取締役は4名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

#### 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額25百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

**第8号議案** 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給ならびに退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、平成28年4月8日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

つきましては、役員退職慰労金制度廃止時点で在任する取締役4名に対し、本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社の退職慰労金に関する内規に基づく相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。

なお贈呈の時期は、取締役を退任する時といたしたいと存じます。また、その具体的金額、贈呈の方法等は、取締役会にご一任願いたく存じます。

また、本総会終結の時をもって退任されます監査役2名に対し、在任中の労に報いるため、当社の役員退職慰労金に関する内規に基づく相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたく存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名               | 略歴                                                        |
|------------------|-----------------------------------------------------------|
| のみず しげあき<br>野水重明 | 平成19年6月 当社取締役<br>平成22年6月 当社専務取締役<br>平成23年6月 当社代表取締役社長（現任） |
| いとう けんいち<br>伊藤健一 | 平成25年6月 当社取締役副社長（現任）                                      |
| さとう つとむ<br>佐藤勉   | 平成20年6月 当社取締役<br>平成23年6月 当社常務取締役（現任）                      |
| ひろた みつお<br>広田光雄  | 平成22年6月 当社取締役<br>平成23年6月 当社常務取締役（現任）                      |

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名                | 略歴                  |
|-------------------|---------------------|
| まつばら さだよし<br>松原貞良 | 平成27年5月 当社常勤監査役（現任） |
| しまだ まさずみ<br>島田正純  | 平成16年6月 当社社外監査役（現任） |

## 第9号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

本議案は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）に対する報酬として、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」で提案させていただく報酬限度額とは別枠で業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。この報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、その詳細につきましては、後記2. の枠内で取締役会にご一任願いたく存じます。

本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

なお、当社の現在の取締役は4名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認されますと、本制度の対象となる取締役の員数は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

### 2. 本制度における報酬等の額・内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、平成29年2月末で終了する事業年度から平成30年2月末で終了する事業年度までの2事業年度（以下、「対象期間」といいます。）に在任する取締役に対する報酬として、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、業績達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に応じた数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。その他、本制度の骨子につきましては、平成28年4月8日付「役員退職慰労金制度の廃止及び当社取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

## (2) 当社が拠出する金員の上限

本信託の当初の信託期間は2年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金150百万円を上限とする金員を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、対象期間終了後も、本制度を継続する場合は、改めて株主総会に付議することといたします。

但し、信託期間の満了によりポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

## (3) 取締役に給付される当社株式数の算定方法と上限

### ① 取締役に対するポイントの付与方法及びその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の各事業年度における役位及び連結営業利益の目標達成度に応じて、次の算定式により算定される数のポイントを付与します。

＜算定式＞ 役位別基準ポイント × 業績連動支給率

※ 業績連動支給率は、連結営業利益率の目標達成率に応じて設定することとします。

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり140,000ポイントを上限とします。

### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、前記①で付与を受けたポイントの数に応じて、後記(4)の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

具体的には、まず、取締役の退任時までに当該取締役に付与されたポイントを合計した数に、退任事由別に設定された所定の係数を乗じ

て、当該時点までに当該取締役が付与されたポイントの数について、当該取締役が当社株式の交付を受けるに当たっての所定の調整を行います（以下、当該調整後のポイントの数を「調整後ポイント数」といいます。）。

そして、当社取締役は、後記(4)の手續に従い、本信託から、調整後ポイント数に1（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。即ち、調整後ポイント数1ポイントは、当社株式1株に換算されます。）を乗じた数の当社株式の交付を受けます。

但し、会社が抛出した金員が前記(2)の上限に達している場合（即ち、当社が金銭を追加抛出できない場合）において、ある取締役が交付を受けることとなる株式の数が信託財産内の株式の数を超過するときは、当該取締役が交付を受ける当社株式の数は、当該超過した株式の数を減じた数となります。

#### (4) 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する前記(3)の当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。当社の取締役が退任した場合、毎年当社が定める一定の期間内に所定の受益者確定手續をおこなうことにより、当該取締役は、本信託から前記(3)の方法により算定された数の当社株式の交付を受けます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

以 上

メ モ

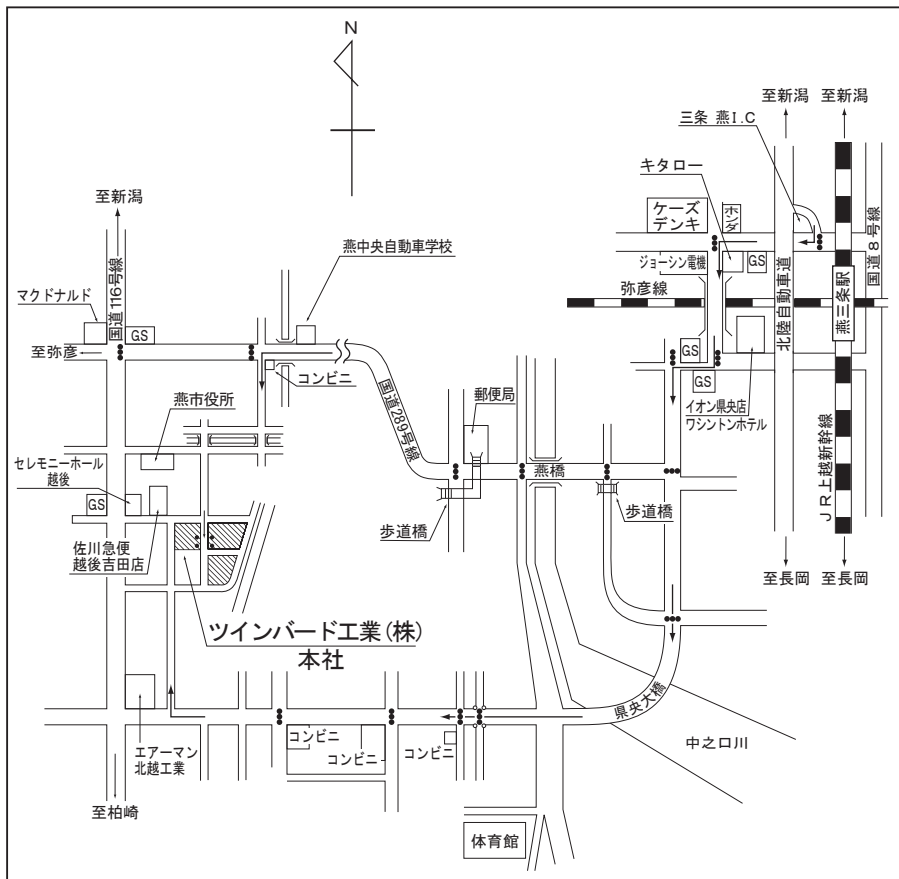
A series of 18 horizontal dashed lines for writing practice.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場 新潟県燕市吉田西太田字潟向2084番地2  
ツインバード工業株式会社 本社 大ホール(3階)



交通 北陸自動車道 三条 燕インターよりお車で約15分  
JR 上越新幹線 燕三条駅よりお車で約15分  
JR 越後線 吉田駅よりお車で約10分